

平成29年度における北海道地区の下請法の運用状況等について

平成30年6月14日
公正取引委員会事務総局
北海道事務所

第1 下請法の運用状況

1 書面調査の実施状況

公正取引委員会では、下請取引の性格上、下請事業者からの下請法違反被疑事実についての情報提供が期待しにくいことから、親事業者及び当該親事業者と取引のある下請事業者を対象に定期的に書面調査を実施するなどして、違反行為の発見に努めている。

書面調査は、北海道事務所管内に所在する資本金の額又は出資の総額が1000万円超の親事業者2,600名（製造委託等^(注1)1,511名、役務委託等^(注2)1,089名）及び当該親事業者と取引のある下請事業者6,300名（製造委託等3,806名、役務委託等2,494名）を対象に実施した（第1表参照）。

（注1） 製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。

（注2） 情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。

第1表 書面調査の実施状況

年 度	区 分	親事業者調査（名）		下請事業者調査（名）	
		全国	北海道	全国	北海道
平成29年度		60,000	2,600	300,000	6,300
	製造委託等	38,680	1,511	208,513	3,806
	役務委託等	21,320	1,089	91,487	2,494
平成28年度		39,150	1,610	214,500	4,600
	製造委託等	25,696	1,040	151,912	3,329
	役務委託等	13,454	570	62,588	1,271
平成27年度		39,101	1,610	214,000	4,600
	製造委託等	26,559	1,046	151,499	3,133
	役務委託等	12,542	564	62,501	1,467

2 下請法違反被疑事件の処理状況

(1) 下請法違反被疑事件の新規着手及び処理の状況（第2表参照）

ア 新規着手状況

新規に着手した下請法違反被疑事件は212件（製造委託等143件、役務委託等69件）であり、事件の端緒としては、いずれも公正取引委員会が親事業者及び下請事業者を対象に行った書面調査によるものである。

イ 処理状況

下請法違反被疑事件として処理した件数は211件（製造委託等142件、役務委託等69件）であり、このうち、205件（製造委託等137件、役務委託等68件）について指導（違反のおそれのある行為に対する指導を含む。以下同じ。）の措置を講じている。主な指導

事件の概要は別紙のとおりである。

第2表 下請法違反被疑事件の処理状況

[単位：件]

区分 年度		新規着手件数				処理件数				
		書面調査	申告	中小企業 庁長官か らの措置 請求	計	措置			不問	計
						勧告 ^(注)	指導 ^(注)	小計		
平成29年度	全国	7,173	97	1	7,271	9	6,752	6,761	307	7,068
	北海道	212	0	0	212	0	205	205	6	211
製造委託等	全国	5,033	61	1	5,095	9	4,718	4,727	205	4,932
	北海道	143	0	0	143	0	137	137	5	142
役務委託等	全国	2,140	36	0	2,176	0	2,034	2,034	102	2,136
	北海道	69	0	0	69	0	68	68	1	69
平成28年度	全国	6,477	112	0	6,589	11	6,302	6,313	290	6,603
	北海道	190	1	0	191	0	190	190	3	193
製造委託等	全国	4,554	82	0	4,636	9	4,447	4,456	193	4,649
	北海道	114	0	0	114	0	116	116	0	116
役務委託等	全国	1,923	30	0	1,953	2	1,855	1,857	97	1,954
	北海道	76	1	0	77	0	74	74	3	77
平成27年度	全国	6,210	95	0	6,305	4	5,980	5,984	287	6,271
	北海道	196	1	0	197	0	184	184	14	198
製造委託等	全国	4,382	69	0	4,451	4	4,224	4,228	196	4,424
	北海道	152	1	0	153	0	144	144	8	152
役務委託等	全国	1,828	26	0	1,854	0	1,756	1,756	91	1,847
	北海道	44	0	0	44	0	40	40	6	46

(注1) 勧告又は指導を行った事件の中には、製造委託等及び役務委託等との双方において違反行為が認められたものがあるが、本表においては、当該事件の違反行為が主として行われた取引に区分して、件数を計上している。

(注2) 新規着手件数には、消費税転嫁対策特別措置法に基づく調査において得られた端緒を含む。

(2) 下請法違反行為の類型別件数の状況（第3表参照）

ア 指導を行った件数を下請法違反行為の類型別にみると、合計で338件となっており、このうち、製造委託等に係るものが230件、役務委託等に係るものが108件となっている。

イ 発注書面の交付義務違反等を定めた手続規定違反（下請法第3条又は第5条違反）は179件（類型別件数の合計の53.0%）となっており、このうち、製造委託等に係るものが125件、役務委託等に係るものが54件となっている。

ウ 親事業者の禁止行為を定めた実体規定違反（下請法第4条違反）は159件（類型別件数の延べ合計の47.0%）である。その内訳は、①下請代金の支払遅延が86件（実体規定

違反に係る類型別件数の合計の 54.1%) , ②買ったたきが 34 件 (同 21.4%) , ③下請代金の減額が 20 件 (同 12.6%) 等となっている。

(7) 製造委託等に係る実体規定違反は 105 件であり, その内訳は, ①下請代金の支払遅延が 51 件 (製造委託等の実体規定違反に係る類型別件数の合計の 48.6%) , ②買ったたきが 25 件 (同 23.8%) , ③下請代金の減額が 14 件 (同 13.3%) 等となっている。

(イ) 役務委託等に係る実体規定違反は 54 件であり, その内訳は, ①下請代金の支払遅延が 35 件 (役務委託等の実体規定違反に係る類型別件数の合計の 64.8%) , ②買ったたきが 9 件 (同 16.7%) , ③下請代金の減額が 6 件 (同 11.1%) 等となっている。

第 3 表 下請法違反行為の類型別件数

[単位：件]

年度	区分	手続規定違反			実体規定違反												合計	
		書面交付義務	書類保存義務	小計	受領拒否	支払遅延	減額	返品	買ったたき	購入等強制	早期決済	割戻困難手形	利益提供要請	やり直し等	報復措置	小計		
平成 29 年度	全国	5,322	649	5,971	23	3,129	611	20	1,179	94	92	324	261	45	0	5,778	11,749	
	北海道	163	16	179	0	86	20	1	34	3	2	10	2	1	0	159	338	
	製造委託等	全国	3,826	448	4,274	19	1,988	461	19	932	62	89	311	212	29	0	4,122	8,396
	北海道	115	10	125	0	51	14	1	25	3	2	7	1	1	0	105	230	
役務委託等	全国	1,496	201	1,697	4	1,141	150	1	247	32	3	13	49	16	0	1,656	3,353	
	北海道	48	6	54	0	35	6	0	9	0	0	3	1	0	0	54	108	
平成 28 年度	全国	4,806	629	5,435	34	3,375	489	15	1,143	78	59	365	208	49	0	5,815	11,250	
	北海道	136	12	148	0	93	11	0	20	2	1	8	1	0	0	136	284	
	製造委託等	全国	3,555	457	4,012	30	2,184	393	14	901	46	58	347	168	34	0	4,175	8,187
	北海道	82	8	90	0	54	9	0	16	2	1	7	1	0	0	90	180	
役務委託等	全国	1,251	172	1,423	4	1,191	96	1	242	32	1	18	40	15	0	1,640	3,063	
	北海道	54	4	58	0	39	2	0	4	0	0	1	0	0	0	46	104	
平成 27 年度	全国	4,507	470	4,977	19	3,131	373	14	631	69	56	210	161	33	0	4,697	9,674	
	北海道	156	17	173	0	88	12	1	3	0	0	4	0	0	0	108	281	
	製造委託等	全国	3,294	344	3,638	17	2,070	281	12	518	42	53	201	138	24	0	3,356	6,994
	北海道	126	15	141	0	68	12	1	3	0	0	3	0	0	0	87	228	
役務委託等	全国	1,213	126	1,339	2	1,061	92	2	113	27	3	9	23	9	0	1,341	2,680	
	北海道	30	2	32	0	20	0	0	0	0	0	1	0	0	0	21	53	

(注 1) 1 件の事件において複数の違反行為類型について勧告又は指導を行っている場合があるため, 違反行為の類型別件数の合計と第 2 表の「措置」の件数 (「勧告」及び「指導」の合計件数) とは一致しない。

(注 2) 書面交付義務違反については, 発注書面の不交付のほか, 記載不備も含まれる。

(3) 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況

平成 29 年度においては、下請事業者が被った不利益について、親事業者 4 名から、下請事業者 400 名に対し、下請代金の減額分の返還等、総額 344 万円の原状回復が行われた。

ア 下請代金の減額事件においては、親事業者 2 名から、下請事業者 272 名に対し、75 万円の減額分が返還された（第 4 表参照）。

第 4 表 下請代金の減額事件における減額分の返還状況

年 度	項 目	返還を行った	返還を受けた	返還の年度総額
		親事業者数	下請事業者数	(原状回復額) (注)
平成 29 年度	全国	140 名	7,659 名	16 億 7800 万円
	北海道	2 名	272 名	75 万円
平成 28 年度	全国	131 名	4,060 名	18 億 4452 万円
	北海道	5 名	40 名	140 万円
平成 27 年度	全国	93 名	4,405 名	7 億 7050 万円
	北海道	4 名	181 名	110 万円

(注) 原状回復額は 1 万円未満を切り捨てている。以下同じ。

イ 下請代金の支払遅延事件においては、親事業者 2 名から、下請事業者 128 名に対し、268 万円の遅延利息が支払われた（第 5 表参照）。

第 5 表 下請代金の支払遅延事件における遅延利息の支払状況

年 度	項 目	支払を行った	支払を受けた	支払の年度総額
		親事業者数	下請事業者数	(原状回復額)
平成 29 年度	全国	138 名	3,015 名	1 億 9675 万円
	北海道	2 名	128 名	268 万円
平成 28 年度	全国	144 名	2,076 名	6958 万円
	北海道	2 名	44 名	36 万円
平成 27 年度	全国	124 名	2,857 名	3 億 2691 万円
	北海道	3 名	150 名	220 万円

第2 企業間取引の公正化への取組

公正取引委員会は、企業間取引の公正化を目的として、下請法及び優越的地位の濫用規制（以下「下請法等」という。）に係る違反行為を未然に防止するための各種の施策を実施している。

平成29年度の状況は次のとおりである。

1 下請法等に係る講習会

(1) 基礎講習会

企業のコンプライアンス意識の高まりや初心者向けの講習会開催に係る要望等を踏まえ、下請法等に関する基礎知識を習得することを希望する者を対象とした「基礎講習会」を実施している。

平成29年度においては、北海道事務所では2回の講習会を実施した。

(2) 下請取引適正化推進講習会

公正取引委員会は、中小企業庁と共同して、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」と定め、下請法の概要等を説明する「下請取引適正化推進講習会」を全国各地で実施するなど、下請法の普及・啓発を図っている。

平成29年度においては、北海道事務所では北海道経済産業局と共同して、当該講習会を3会場（全て公正取引委員会主催分）で実施した。

2 下請法等に係る相談

公正取引委員会では、年間を通して、下請法等に係る相談を受け付けている。

平成29年度においては、北海道事務所では96件の相談に対応した。

3 下請取引等改善協力委員

公正取引委員会は、下請法等の効果的な運用に資するため、各地域の下請取引等の実情に明るい中小事業者等の下請取引等改善協力委員を委嘱している。平成29年度における北海道事務所管内の下請取引等改善協力委員（定員）は6名である。

平成29年度においては、6月以降、下請取引等改善協力委員から下請取引の現状等について意見聴取を行った。

4 コンプライアンス確立への積極的支援

公正取引委員会は、事業者等からの下請法等に係る相談に応じるとともに、下請法等の一層の普及・啓発を図るため、事業者団体が開催する研修会等に講師を派遣している。

平成29年度においては、北海道事務所では事業者団体等へ1回講師を派遣した。